

## 令和4年9月銚子市教育委員会定例会議事録

### 1 日 時

令和4年9月27日(火)

午後3時00分 開 会      午後3時23分 閉 会

### 2 場 所

銚子市役所 3階庁議室

### 3 出席委員

教育長	石 川 善 昭
委 員	伊 藤 晴 美
委 員	安 藤 清
委 員	藤 本 一 雄
委 員	杉 崎 継 雄

### 4 出席職員

学校教育課長	高野 美樹子	社会教育課長	石田 智己
学校教育課長補佐	本田 拓二	教育総務室長	石毛 秀明
学校教育室長	古澤 孝男	指導室長(兼小児言語指導センター所長)	野尻 孝
学校給食センター所長	高木 利雄	生涯学習室長(兼青少年文化会館長)	藤井 寿代
市民センター所長	植木 康之	公正図書館長	大出 美穂
スポーツ振興室長(兼体育館長)	仲村 光正	文化財・ジオパーク室長	赤塚 弘美
銚子高等学校事務長	岩船 等		

### 5 議題等

議案第30号 令和4年度末及び令和5年度銚子市立高等学校教育職員人事異動方針について

### 6 議事の内容

【教育長】 開会宣言 午後3時00分

ただいまより、令和4年9月銚子市教育委員会定例会を開会いたします。

では、直ちに本日の会議を開きます。

はじめに、議事録の承認についてお諮りいたします。

8月25日に開催いたしました令和4年8月教育委員会定例会の議事録を事前にお配りしておりますが、よろしければ承認したいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

【教育長】

ご異議ないものと認めますので、当該議事録について承認いたします。

【教育長】

それでは次に、教育委員会に関する報告をいたします。

【教育長】

(別添資料により報告)

【教育長】

その他、教育委員より報告することがございましたら、お願いします。

【教育長】

それでは、議事に入ります。

日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、栢崎委員、藤本委員を指名します。

【教育長】

続きまして、日程第2 議案第30号を議題といたします。

議案を職員に朗読させます。

(職員朗読)

【教育長】

提案理由の説明を求めます。

【学校教育課長】

それでは、議案第30号「令和4年度末及び令和5年度銚子市立高等学校教育職員人事異動方針」について、ご説明申し上げます。資料の確認ですが、議案30号の表紙を含め、全部で4枚ございます。1枚目が議案の表紙になります。2枚目が、これからご審議いただきます「令和4年度末及び令和5年度銚子市立高等学校教育職員人事異動方針」になります。3枚目が、本市の人事異動方針の変更箇所がわかるものになっております。4枚目が、千葉県の「令和4年度末及び令和5年度公立学校職員人事異動方針」です。

本方針は、令和4年度末の市立銚子高校教育職員の人事異動について、その基本方針を定めるものです。例年、市立銚子高校の人事異動は、千葉県教育委員会の人事異動方針に準じて行われております。本年度の県の人事異動方針ですが、昨年度から1箇所追記がありました。4枚目の、県の人事異動方針をご覧ください。中段の第2、実施募集要項「1 適正配置」についての「(2) 全ての職員が、特別支援教育に関する理解を深め、専門性を向上させるため、特別支援教育を担う人材育成を意図した人事配置を推進する。」こちらが追記された箇所になります。これを銚子市の人事異動方針に反映し、市の方針にも同じように新たに追記いたしました。

続きまして、銚子市の人事異動方針の裏面をご覧ください。銚子市の条例の改正に伴いまして、「6 再任用職員について」のところですが、令和5年4月1日から施行する「銚子市職員定年等条例」の定めるところによる。」に変更致しました。それ以外につきましては、昨年度のものから、年度の数字の変更のみとなっております。以上で、議案30号の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

**【教育長】**

以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

**【松崎委員】**

市の条例が変わったということで、銚子市職員定年等条例ですが、これは定年延長に関係してということですよ。定年延長について現時点で分かっていることを教えていただければと思います。正式に決定ですか。

**【学校教育課長】**

はい。正式に4月1日から、定年がまず61歳。それから延びていくということになっております。

**【松崎委員】**

5年度末は61歳ですか。

**【学校教育課長】**

61歳と聞いております。

**【松崎委員】**

分かりました。

**【安藤委員】**

今の質問に関連してですが、それは県と人事がやり取りをしたなかで、県と合っているということですよ。

**【学校教育課長】**

そうです。

**【安藤委員】**

分かりました。もう1つお聞きしたいのですが、この県の適正配置で付け加えられた特別支援教育に関する人事、これは具体的にはどのようなようになるのでしょうか。実際には県がやるのでしょうか。

**【学校教育課長】**

具体的にどのような形かというのが、承知はしていないんですけども、特別支援教育に関しては、新採10年以内に必ずやるだとか、新しい県の研修の柱の1つにもなっているので、そういう形でこのように市としてやっていくという方針が変わったのかなと思います。具体的にどのような形で、というのは現在把握はしていません。

**【教育長】**

安藤委員、それは高校で具体的に、ということでもいいですか。現実にはここでの県の、要するに発想は小中学校ですよ。今、課長が言ったとおりに若い人をどんどん積極的に特別支援をやらせなさい、と。そういうのがこの異動方針に盛り込まれてきましたので、一応この公立学校職員人事異動方針については、高等学校も想定して含めてありますので、一応それも含めて変えたということで。具体的に高校はどうかといった場合には、高校は特別支援学級がありませんので、そこはやはりまた違った考え方、特別支援といいますか、例えば浦安南はそういった学級がありますよね。ああいったところが、考え方によっては一応担任というか色々なことを積極的に、そういうところを持たせたらいいんじゃないのっていう。端的には高校はあまり想定してないのか

など思います。

**【安藤委員】**

そうですね。私もそういうイメージで。どういうふうに、例えば特別支援学校から市立高校に異動を積極的にというか、それはまだあまり無いですよ。そういうのを勧めるとか、逆に市立高校から県立の特別支援学校に異動させるとか、そのようなこともあるのでしょうか。

**【教育長】**

恐らくそれは本人の希望があれば異動はさせますけども、希望がない状況のなかで積極的に、例えば市立高校から今年は3人出してくれとか、そういうことはまず無いというふうに思いますね。高校の場合はなかなか難しいのかなと。

**【安藤委員】**

そうですね、分かりました。ありがとうございます。もう1つよろしいですか。市立高校の人事、県の人事でということですけど、市独自の人事というのは実際にはあるんですか。

**【教育長】**

市立高校に関する市独自の人事で、1名あります。義務教育の、中学校の教員を市立高校に異動させました。それは県との協議のなかで、7年間異動してもらっています。それで、あくまで7年間というのは県の人事異動方針の、義務の異動、7年を最大というようにやっていますので、一応、7年間高校に行ってその様子を見て、7年経ったならば、改めて県との土俵にのせましょうと。それで本人が希望すれば、県教委が許せば、そのまま県のところに異動させると。その土俵にのらなければ、7年後もう1回銚子で戻すと。そのような形で、私が来てから1人市立高校に職員を異動させています。それはあくまで市の人事ということでやりました。

**【安藤委員】**

分かりました。ありがとうございました。

**【教育長】**

この市立高校に係る再任用職員のところですが、原則的に市立高校で退職はさせていませんので、県立に異動させて、県立で退職をさせておりますので。ただこれから市立高校ではなくて、例えば県立銚子高校で年度末に退職をして、その後状況によって、職員の色々な配置のなかで再任用、定年後の再任用として、市立銚子で再任用すると。そういうケースは今度考えられるのかなと思います。市立で退職はさせないけれども、退職後、4月1日から市立銚子高等学校で採用する。そういうケースはあり得るのかなと。色々な職員の異動のなかでやむを得ずという、それは当然、県との協議も色々出てくると思いますので。そうした場合には市の色々な給与体系など全部含んできますので。

**【安藤委員】**

ありがとうございます。

**【教育長】**

ほかに質疑はありませんか。

それでは、質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

【教育長】

討論なしと認めます。

これより採決をいたします。

議案第30号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

【全委員】 (挙手)

【教育長】

挙手全員であります。

よって、議案第30号は原案のとおり決しました。

【教育長】 閉会宣言 午後3時23分

以上をもちまして、令和4年9月銚子市教育委員会定例会を閉会いたします。

銚子市教育委員会会議規則第18条第2項の規定により署名する。

令和4年10月26日

署名委員 裕 崎 継 雄

署名委員 藤 本 一 雄